

令和7年度若狭路情報発信・調査事業（テレビ放送）企画提案公募要領

1 業務名

令和7年度若狭路情報発信・調査事業（テレビ放送）

2 事業目的

本事業は、福井県嶺南地域（以下「若狭路」という）の観光情報および当該地域に根付く歴史文化を発信し、各エリアにおける誘客や若狭路のブランド形成の可能性や課題などに関する有効な情報発信手法等について調査・検証を行い、当該地域のイメージアップおよび地域産業の振興を図ることを目的とする。

3 業務内容等

（1）業務内容

若狭路情報発信・調査事業（テレビ放送）仕様書（案）に示す業務の実施

（2）予算額

1件につき6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 応募方法等について

（1）企画提案に応募する者に必要な資格

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。共同体を構成して参加する場合も、全ての構成が当該資格要件を満たすこととする。なお、いずれの場合も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ② 本要領4（3）に定める参加表明書の提出時点において、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること（競争入札参加資格を有していない場合においては、企画提出の期限までに登録する見込みのものを含む）
- ③ 参加表明書の提出時点において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ④ 参加表明書の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始または再生手続開始の決定後に、福井県において競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）、その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと

⑤ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（2）企画提案公募要領等の交付

企画提案公募要領等については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和7年6月9日（月）まで 土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
② 交付場所	（一社）若狭湾観光連盟 〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101 福井県若狭合同庁舎2階 TEL 0770-64-5640
③ 交付資料	ア 令和7年度若狭路情報発信・調査事業（テレビ放送） 企画提案公募要領 イ 令和7年度若狭路情報発信・調査事業（テレビ放送） 仕様書（案） ウ 令和7年度若狭路情報発信・調査事業（テレビ放送） 企画提案書作成要領 エ 令和7年度若狭路情報発信・調査事業（テレビ放送） 契約書（案）
④ 交付方法	上記の場所での交付、または（一社）若狭湾観光連盟のホームページに掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法による （参考 URL：FUKUI 若狭 ONEweb (wakasabay.jp)）

(3) 参加表明書の提出

企画提案を行う者は、次により参加表明書を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年6月9日（月）午後5時（必着）
② 提出方法	持参または郵送等（持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送等の場合は、簡易書留等配達記録が可能な手段とする。）
③ 提出先	（一社）若狭湾観光連盟 〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101 福井県若狭合同庁舎2階 TEL 0770-64-5640
④ 提出書類	ア 参加表明書（別紙様式第2号） イ 福井県の競争入札参加資格通知書の写し（登録手続き中の場合は申請書の写し） ウ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

(4) 応募資格審査の結果通知

上記（3）により、参加表明書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和7年6月11日（水）までに電子メール等で連絡する。

参加資格通知書受領後、参加資格のある者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（別紙様式第3号）に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、提出先まで持参または郵送すること。（郵送の場合は直ちに電話でも連絡すること。）

(5) 企画提案書の提出

応募資格要件を満たした者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年6月19日（木）午後5時（必着）
② 提出方法	持参または郵送等（持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送等の場合は、簡易書留等配達記録が可能な手段とする。）
③ 提出部数	原稿1部、複写10部
④ 提出先	（一社）若狭湾観光連盟 〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101 福井県若狭合同庁舎2階 TEL 0770-64-5640

⑤ 提出書類	ア 企画提案書 ・「企画提案書作成要領」によること ・表紙（別紙様式第4号） ・その他の様式は任意 イ 積算内訳書（様式は任意） ウ その他企画案を説明するのに必要な書類 ※ア～ウいずれも用紙の大きさは日本産業規格A4とする。また、紙での提出とともに、PDFデータでも担当者宛に提出すること。
--------	--

5 質問および回答

質問は、原則別紙様式第1号により提出すること。

(1) 提出先等

提出期限 令和7年6月9日（月）午後5時（必着）

提出先 （一社）若狭湾観光連盟

〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101

福井県若狭合同庁舎2階

TEL 0770-64-5640

E-mail wakasa01@quartz.ocn.ne.jp

提出方法 電子メール（メール送信後、電話により着信の確認を行うこと）

(2) 回 答

質問に対する回答は、令和7年6月11日（水）までに、質問者に対して電子メールにより回答する。なお、提出期限までに到着しなかった質問書については回答しない。

6 契約相手方の選定等

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、プロポーザル審査会において総合的に審査した上で、企画提案3件を選出する。プレゼンテーションの詳細な時間や場所等は別途通知する。

(2) 審査方法

プロポーザル審査会では、審査基準に基づき企画提案書等の内容について公正な審査を行う。ただし、総合点数が総得点の6割未満の場合は、最も評価が高い場合であっても選定しない。

(3) 審査基準

提出書類およびプレゼンテーションの内容をもとに、プロポーザル審査会が次の審査項目により審査し、総合的に判断する。

番組の内容	番組の主たる訴求対象者は、実際に若狭路への誘客につながるかが期待できるか。
	テーマや取り上げる素材は、若狭路の特長を捉えているか。
	視聴率の向上に向けた工夫がなされているか。

実現可能性	提案された企画を円滑に実施できる体制となっているか。
アンケート調査の実施	アンケート調査の方法は適切か。また回収数を確保するための工夫がなされているか。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し電子メールにより通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

7 契約

(1) 契約の締結

(一社)若狭湾観光連盟は、契約相手方として選定された者と企画提案書等の内容を基に業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に随意契約による委託契約を締結する。

(2) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(4) 契約書

別に定める契約書(案)のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(5) 契約保証金

福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(6) 再委託の禁止

業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託できる。

(7) 知的財産権等の取扱い

アンケート調査結果等の所有権や著作権その他すべての権利は、(一社)若狭湾観光連盟に帰属するものとする。

(8) 契約締結の取り消し

次の場合には、(一社)若狭湾観光連盟は契約締結を取り消す場合がある。その場合において(一社)若狭湾観光連盟は一切の損害賠償の責めを負わない。

- ① 契約相手方として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- ② 提出した資料、提案した内容等に事実と異なる記載があるとき
- ③ 契約相手方の財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき
- ④ 契約締結までに、本要領4(1)に定める要件を満たさなくなったとき
- ⑤ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、請負が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

(9) その他

上記（８）の場合、（一社）若狭湾観光連盟は、審査結果において次順位となった企画の提案者と本要領７（１）に記載する協議を行うこととする。

８ 公正な公募の確保

- （１）応募者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （２）応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- （３）応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

９ その他

- （１）手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- （２）提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- （３）企画提案に関する一切の経費は応募者負担とする。
- （４）提出後における企画提案書書類の追加および変更は認めない。
- （５）応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、辞退届（別紙様式第３号）に必要事項を記載し提出すること。また、直ちに電話でも連絡すること。
- （６）企画提案書の作成のために提供した資料および提出された企画提案書は、（一社）若狭湾観光連盟の了解なく公表または使用してはならない。
- （７）その他、不明な点については、（一社）若狭湾観光連盟に照会すること。
- （８）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号。以下「条例」という。）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに（一社）若狭湾観光連盟に報告すること。

１０ 応募先および問い合わせ先

（一社）若狭湾観光連盟

所 在 〒９１７－０２９７ 福井県小浜市遠敷１丁目１０１

福井県若狭合同庁舎２階

TEL ０７７０－６４－５６４０

E-mail wakasa01@quartz.ocn.ne.jp